

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） 出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成29年第8回小坂町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、12月6日開催の議会運営委員会までに受理した請願と陳情は、お手元に配付の請願、陳情書の写しのとおりであります。

請願第2号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願、請願第3号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願は産業教育常任委員会に、陳情第7号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情、陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情、陳情第9号 介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める意見書提出の陳情書、陳情第10号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書は総務福祉常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

平成29年第8回小坂町議会定例会の運営につきまして、12月6日に議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会に係る案件は、定住自立圏形成協定の締結1件と、訂正にかかわる協定の一部を変更する協定の締結について1件の計2件、条例の一部改正6件、平成29年度一般会計及び5特別会計と水道事業会計の補正予算案、合わせて7件の議案15件であります。陳情4件、請願2件であります。また、一般質問の通告は4名でありました。

したがって、会期は本日12月12日を初日、本会議とし、13日、一般質問、14日、常任委員会、12月15日から土日を挟み18日まで事務整理のため休会、12月19日に最終日、本会議とする8日間と提案いたします。

なお、最終日に追加議案が予定されていることから、12月14日常任委員会終了後に運営委員会の開催を予定しております。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は8日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第8回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

本日提出いたしますのは、議案として協定の締結2件、条例の一部改正6件と補正予算7件の計15件であります。なお、会期中に人事案件をご提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、9月定例議会後の町政諸般につきましてご報告いたします。

初めに、秋田県内12町村で運営する電算共同化システムの当町における本稼働についてご報告申し上げます。

近年の行政事務を円滑に遂行するために、電算システムの使用が不可欠となっておりますが、その反面、その費用も増大傾向にあり、当町のみならず県内町村の財政を圧迫していることから、秋田県町村会を中心に県内12町村での電算共同化によるコスト削減及び電算業務の人的負担の権限を図るため、平成25年4月に一部事務組合である秋田県町村電算システム共同事業組合を町村会が事務局として発足しました。

当町では、基幹システムを組合発足直前に更新したことから、そのリース期間満了を待って、一部を除き平成29年度の共同化への移行を予定しておりました。そこで、ことし10月23日の本稼働開始を予定し、その準備を進めていたところですが、当月22日に衆議院議員総選挙が執行となり、その対応が困難となったことから、翌週の10月30日に電算共同化システムの本稼働となりました。

これにより、住民基本台帳、税、福祉及び介護等の各種電算システムが共同化となり、県内12町村全ての足並みがそろうことになりました。また、これに伴い公金収納についても共同化システムが導入され、新たにゆうちょ銀行を町の収納代理金融機関に指定して、東北管内の各郵便局窓口での支払いも可能となり、またコンビニ収納の充実も図られました。これにより、納期限を過ぎたものについては、役場本庁、支所、出張所のみでの支払いとなったことから、その旨を周知するとともに期限内納付の徹底を呼びかけてまいります。

次に、第13回ふるさと小坂会総会・親睦会についてご報告申し上げます。

先月11月18日に、東京都のホテルグランドアーク半蔵門を会場に、首都圏等在住の小坂

町出身者の方々、小坂町から駆けつけられた参加者、そして来賓などを含め総勢234名による総会及び親睦会が盛大に開催されました。議会からは目時議長を初め産業教育常任委員6名が、町からは私が出席しております。

正午から始まった総会においては、会務、決算報告、そして予算案が承認されましたが、役員改選では出席者からのさまざまな意見が出され、新体制については役員会で再度協議することになりました。

総会に引き続き親睦会が催され、その冒頭、私からは小坂七滝ワイナリーの完成及び小坂産ワイン発売等について紹介いたしております。親睦会では小坂小中学校のふるさと学習の様子がスクリーンにて放映されたほか、小坂町のDNAを持つシンガーソングライターの長岡望さんの歌、小坂高校YOSAKOIチーム聖針槐による演舞の披露で会場は大いに盛り上がりました。会場の一角にはまちづくり株式会社及びハートランドマーケットによる物販コーナーが設けられ、総会開始前から、ふるさとの味を求められる方々が大変な盛況でありました。来賓の方々は、ふるさと小坂会への参加人数の多さと、その熱気に驚いておられました。最後には、全員で小坂中学校校歌を斉唱し、盛会のうちに親睦会は終了いたしました。

ふるさと小坂会は町の協力的な応援団であり、今後も連携をさらに密にして、よりよいまちづくりに結びつけてまいりたいと考えておりますので、議員各位からも引き続きご指導賜ることをお願い申し上げます。

次に、かづの厚生病院の里帰り分娩受け入れ中止後の動きについてご報告申し上げます。

このことにつきましては、本年2月22日の全員協議会でご報告したとおり、秋田大学、弘前大学、岩手医科大学の産婦人科教授連盟で、大館・鹿角地域の産婦人科医療を北東北3大学が協力して担っていくとの通知が、かづの厚生病院へ平成28年12月27日に届きました。翌日の12月28日に、かづの厚生病院の事務長が来町し町への事情説明がございました。その内容は、平成29年1月より、かづの厚生病院の里帰り分娩については大館市立病院を紹介し、そこで取り扱う。産婦人科医療を維持するため、施設を集約化して大館・鹿角地域の産婦人科医療を3大学で力を合わせて維持していくことを合意したとのことでした。

町といたしましては、この内容と実施時期に困惑と憤りを覚え、かづの厚生病院へ遺憾の意を伝えました。かづの厚生病院としては、この内容が余りにも唐突で周知の時間が必要であるため、上部組織である秋田県厚生連と連携し、秋田大学産婦人科の教授に対して、さきの通知を撤回し地元理解を得られる方向で慎重に対応してもらいたいとの申し入れをしました。

大学側からの回答は、里帰り分娩の集約開始については1カ月猶予するが、産科体制維持のため機能集約する方向性については、3大学産婦人科間での決定事項であるため、決められた方針に従って進めていく。分娩機能の集約については、病院からも住民への周知を図ってもらいたいとの話がありました。

町では、秋田県、鹿角市、秋田県厚生連、かづの厚生病院と今後必要な行動について協議を行い、それぞれが役割分担をしながら、県、県議会、大学や県医師会等に再三の協力要請活動を行っております。これらの動きを受け、民間でも鹿角の産婦人科を守る会が立ち上がり、自主的な署名活動、要望活動や住民集会が行われました。

しかし、現在、秋田大学から派遣されている産婦人科医師の任期が3月末までであり、後任の医師についても派遣可能な人材がないなどの理由により、大館市立病院への産婦人科機能集約の流れが不可避となっております。町としても秋田県、鹿角市、秋田県厚生連、かづの厚生病院等と連携して診療体制整備に取り組まなければならないと考えております。

そのため、今後もさまざまな観点からの多方面への協力要請に加え、医師確保や医療体制の整備について関係機関等と一体となり協議を進め、大館・鹿角地区の産婦人科医療の確保を進めてまいります。

次に、ワイナリー事業についてのご報告を申し上げます。

小坂町藤原地区に、国の中山間地域所得向上支援事業を活用し、平成29年5月の着工後、建設を進めてきましたワイナリーが完成し、10月5日に酒類製造免許を取得できましたので、10月7日に関係者及び周辺地域の一般見学者を招き、竣工式典及び施設見学会を行いました。施設見学会には一般の方を含め132名の皆様に小坂七滝ワイナリーをごらんいただき、地場産ブドウで醸造したワインの試飲とポークランドグループのハム、ソーセージも試食していただきました。

なお、初仕込みは10月12日に行われ、初年度は小坂町産ブドウ約13tを処理する見通しであります。小坂七滝ワイナリー運営を委託している小坂まちづくり株式会社では、初出荷として12月に甘口タイプ約1,000本を見込んでおり、その後、醸成し商品構成を検討しながら、中口から本格的な辛口ワインも出荷することを計画しております。

町では今後、町が誇るブランド豚・十和田湖高原ポーク桃豚や、十和田湖ブランド・十和田湖ひめますを初めとする地域食材と連携し、観光資源である小坂鉦山事務所などの産業遺産や、十和田湖を含めて飲む・食べる・泊まるが連携した滞在型観光事業の展開を目指してまいります。

次に、国際交流についてご報告申し上げます。

本年度の J I C A 研修員、18カ国19名の皆さんが、去る10月9日から10月21日まで13日間にわたって鉱物資源開発行政コースの研修を行い、離町されました。この研修は、鉱物資源を保有する開発途上国共通のテーマである鉱物資源開発について、幅広い知識と技術の習得などを中心とした内容で実施したと伺っております。

期間中は、小坂町国際交流協会の主催で町民の皆様にご協力いただきながら、お茶、着物の着つけなどの体験や、ユニカール大会などの交流のほか、小坂高校生の Y O S A K O I、剣道の披露があり、国際理解が深まったと思っております。小坂中学生との交流では、生徒が英語で小坂町の紹介のほか、J I C A 研修員へのインタビューをしたり、小坂音頭や合唱披露などを通して異文化交流を深めました。

最後に、小坂町を離れるときには、「皆様に親切にさせていただいて小坂町は最高に楽しかった」との感想をいただいております。研修員の皆さんには、研修の成果を自国での持続可能な鉱物資源開発に積極的に生かしていただけるものと信じております。また研修生に対しては年に1度、小坂町の現況をお知らせするニュースレターをお送りしており、今後も小坂町の応援団となっていただけるよう、ご案内もしているところでございます。

次は、来年の2月に J I C A 研修員が来町する計画となっておりますので、同様に町民との交流を図ってまいりたいと考えております。

次に、今冬の雪対策・除雪体制についてご報告申し上げます。

去る8月31日に、今年度の小坂町雪対策連絡協議会を開催し、議会、自治会、警察、消防、社会福祉協議会、学校の代表から委員として出席いただき、今冬の活動方針や除雪計画を説明いたしました。雪対策連絡協議会の除雪研究部会では、雪対策にかかわる役場関係各課長、社協、オペレーターをメンバーに、ことし2月より4回の会議を重ね、協議会への提案事項をまとめました。

それらは、予算措置の必要なもの、予算なしでできるもの、今後の継続協議に仕分けし、雪対策連絡協議会でご承認をいただいた後に、9月定例議会にて小坂町雪対策パンフレットの作成、大地自治会への除雪業務委託の費用につきまして予算措置いたしました。パンフレットは12月10日号の広報とともに毎戸配布しております。また大地自治会と除雪委託契約を締結し、貸与重機につきましても準備を整えております。

予算なしでできるものは、課題となっている間口除雪対策や生活弱者支援、地域内のコミュニケーション醸成を図ることを主眼に、既存施策を活用しながら、今シーズン中にできる

ことから積極的に推し進めてまいります。

今後の継続協議は、燃料費補助などの制度設計、ニーズ調査が必要なもの、既存施策の見直しなど関係部局の調整が必要なものもあり、除雪研究部会で継続して調査、協議をしてまいります。

また、今冬の除雪体制は昨年同様、町道主要路線につきましては小坂まちづくり株式会社へ業務を委託し、大型除雪機の入れない狭隘路線と町道向陽線の歩道除雪については、町が直接業者と契約を結び実施していきます。除雪道路、延長とも、基本的には変更はございませんが、機械除雪が可能となった路線につきましては、地域の要望を聞きながらその都度対応してまいります。さらに国道、県道を管理いたします秋田県とも、町内道路の除雪がスムーズに進むように連絡を密にしていきたいと考えております。

町では、今冬も議会や町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、無事故で町民に優しい、喜んでいただける除雪を目指し努力してまいりますので、今後ともご指導、ご助言をお願い申し上げます。

次に、米の生産調整実施状況と出荷状況についてご報告申し上げます。

米の生産調整実施状況と出荷状況についてであります。平成29年度の米の生産調整の実施に当たりまして、秋田県を初めJAかづの等の農業関係機関及び農家の協力をもとに取り組んでまいりました。

最初に、米の生産調整の実施状況であります。秋田県から示された平成29年度の米の生産数量は1,251 t、水稲作付面積で236.93haの配分を受けました。町では全体水田面積423.43haから直播栽培による減収率により調整した後の水稲作付面積236.02haを差し引いた面積を転作目標面積187.41haとして、各農家へ協力をお願いしながら生産調整実施計画書を提出していただきました。

その結果、転作目標面積を上回る計画となったことから、計画どおり生産調整に取り組むことといたしました。春、夏、秋の確認作業を終え、最終結果の生産調整面積は239.89haで、その達成率は128%となりました。

次に、米の出荷状況についてであります。11月20日現在で8,160俵の出荷量となっております。農家からの予約申し込み数量は9,537俵でありましたので、出荷率は85.6%となりました。また当町の1等米比率は11月20日現在で67.1%であります。なお鹿角市は82.3%、東北農政局発表の秋田県産水稲うるち玄米1等米比率は、10月末現在で91.3%となっております。

次に、マスコットキャラクターについてご報告申し上げます。

今年度、改めてデザインを募集し制作しているマスコットキャラクターについてご報告申し上げます。

小坂町のマスコットキャラクターについては、昨年度、選抜総選挙という形で7つのデザインから1つを町民の皆様から選ぶ方法をとりましたが、デザイン段階から公募により実施してほしいとのご意見が多かったので、小坂小学校・中学校PTAを初め各団体からご協力をいただき、小坂町マスコット選考検討会議を立ち上げ、委員の皆様からご意見を伺いながら、今年度、改めてデザインから募集し制作していくことに決定したものであります。

8月10日から9月11日までデザイン案を募集したところ、159点の応募がありました。その中から5作品に絞り込み、キャラクターとしてなり得るためにラフデザインした上で、11月13日から27日まで、町民及び小坂小学校、中学校、小坂高校の児童・生徒から投票していただきました。12月5日の小坂町マスコット選考検討会議で、委員の皆様から投票結果を確認していただき、3番のデザインであります歌舞伎役者のキャラクターに決定し、ネーミングにつきましては、かぶきんに決定いたしました。

このマスコットキャラクターは、小坂町を広くPRしていくことを目的としておりますので、今後、各種印刷物やPR媒体への活用を検討してまいりますし、着ぐるみの制作にもとりかかりたいと考えております。広く町民の皆様からもご利用いただけるよう、そして愛されるよう、小坂町をPRする際に活用していただけるよう進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私からの町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

○教育長（熊谷隆益君） おはようございます。教育行政について6点ご報告申し上げます。

最初に、今年度の全国学力・学習状況調査についてであります。

4月18日に行われました全国学力状況調査において、秋田県は今年度も全国トップクラスの成績をおさめました。当町でも小学校6年生、中学校3年生が、国語A・B、算数（数学）A・Bを受験し、中学校の1教科で、わずかながら全国平均を下回ったものの、ほかは全て全国平均を上回る結果となりました。また同時に行われた児童・生徒質問紙調査では、「自分によいところがある」、「学校が楽しい」、「人の役に立つ人間になりたい」などの設問に対し、ほとんどの児童・生徒が肯定的であり、全県平均を大きく上回っております。

これは、小中統一した授業スタイル、小坂スタンダードの定着や、中学校教員の乗り入れ

による教科の専門性を発揮した授業、また今年度から小学校、中学校の教諭に兼任辞令が発令されたことにより、9年間を見据えた指導が可能になったことなど、確かな学力に向けた地道な取り組みの結果と考えております。今後とも小中一貫のよさを生かし、子供たちが成長できる環境を整えていきたいと考えております。

2点目は、地産地消給食等メニューコンテストでの表彰についてであります。

農林水産省が平成20年度から実施している全国規模の地産地消給食等メニューコンテストにおいて、地元の食材をふんだんに使ったメニューで農林水産大臣賞、文部科学大臣賞に次ぐ食料産業局長賞を受賞いたしました。応募したメニューは、桃豚を初め七滝産のスナックエンドウ、小坂産のコマツナやニンジン、ナガネギ、秋田フキを使用したもので、7月に学校給食で提供し子供たちに好評だったメニューです。昨年の全国学校給食甲子園に続く受賞は、学校栄養教諭、調理員、保護者の皆さんにとってはもちろん、生産者の方々にとってもうれしいことであり、大きな力になったものと思っております。今後とも地場産物を生かし、学校給食の充実に努めてまいります。

3点目は、10月1日に男鹿市で開催された秋田25市町村対抗駅伝・ふるさとあきたラン！についてであります。

今年度で4回目となりましたふるさとあきたラン！は、25市町村から34チームが出場し、男鹿総合運動公園をスタート、ゴールとした9区間31.0kmの特設コースで行われました。小坂町チームは、緊張した面持ちの1区、2区の小学生から中学生へ、高校生、一般と、9人のランナーがたすきをつなぎ、町の部で、美郷町、羽後町、五城目町に続く4位入賞を果たしました。

昨年度と同順位であったものの、選手たちの懸命の走りは、町陸上競技協会の監督やコーチ、沿道で応援した町民や保護者の方々を感激させてくれました。来年は鹿角市で開催される予定ですので、全町を挙げての応援態勢を整えレースに臨みたいと考えております。

4点目は、まなびピア2017についてであります。

まなびピアは、年1回の生涯学習のつどいとして平成2年度から始まり、近年では学校教育と社会教育が融合した町民文化祭的な事業を目指し開催しております。今年度の作品・活動展示には、一般町民、団体の作品のほか、町内保育所や小学校、中学校、小坂高校の作品を含み900点を超える点数が出品されました。体験コーナーでは、英会話講座やワイン講座、コーラス体験など新たな学習につながる機会を創出することができました。

また、小学校体育館で行われた学習発表会、セパームアリーナで開催された中学校合唱コ

ンクールと文化祭には、保護者のほか多くの地域住民が訪れてくれました。両校のステージ発表では、ふるさと小坂を素材とした学年劇など、ふるさとキャリア教育の成果が見られ観客を大いに感動させてくれたとともに、保護者や地域の方々にとっても小坂町のよさを改めて知る機会になったものと思っております。

教育委員会では、今後とも学校との連携により、まなびピアが幅広い世代の発表の場、多くの町民が集う世代間交流の場として発展できるよう努めてまいります。

5点目は、11月10日に開催した坂中議会についてであります。

小坂中学校3年生が町の活性化と将来について考え、活動してきた集大成として坂中議会を開催いたしました。観光、物産・農業、伝統・広報、福祉・奉仕の4つのグループに分かれて、それぞれの視点で一般質問をし、自分たちが考えた施策を提案いたしました。鉄道玩具メーカーに問い合わせをし、来場者数や開催経費を試算するなど実現に向けた提案をした班や、人口規模や町の歴史的な背景が似ている具体的な町を挙げ、ボランティア活動を通して交流する手つなぎボランティアを提案した班など、斬新で、中学生の豊かな発想に驚きました。これは学校が地域への貢献を経営の重点に据え取り組んできた結果であります。

教育委員会では、未来の町の担い手を育成するため、今後ともふるさとキャリア教育の推進に力を入れてまいります。

最後に、12月10日に開催された康楽館演劇祭についてであります。

この演劇祭は、北の演劇祭と国民文化祭を引き継いだもので、今回は4団体に出演いただきました。初舞台となった小坂小学校演劇クラブは、今年度、小坂小学校の正課クラブとして生まれ、横手市創作子ども歌舞伎一座との上演交流を見事に演じてくれました。後三年合戦の悲劇を題材に重厚な歌舞伎を演じた横手市の子供たちに対して、小坂小学校の子供たちの歯切れのよい明るく元気なかけ合いと趣の違う2部構成の創作歌舞伎に、観客の皆さんからかけ声がかかるなど、大いに盛り上がりました。

今回は、町内外からのお客様、出演者とスタッフを含め約550名の方々にご来場いただきました。また横手市創作子ども歌舞伎一座との交流など、康楽館演劇祭の可能性を広げることができたものと考えます。今後とも地域の皆様のお力をおかりしながら演劇祭を継続し、芸術文化の活性化を図ってまいります。

以上ご報告申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（日時重雄君） 日程第4、議案第98号 大館圏域定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第98号 大館圏域定住自立圏形成協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

国では、新たな広域行政の形態として、中心市とその近隣市町村が相互に役割分担し、連携、協力することにより、圏域全体として必要な都市機能及び生活機能などを確保する定住自立圏構想を推進していきます。

今般、中心市となる大館市と定住自立圏を形成することを進めてまいりました。これにより、現在、秋田犬ツーリズムなどで展開している広域観光施策と小坂町がつながりを持つ鹿角市及び青森県十和田市と三沢市を中心市とする上十三・十和田湖広域定住自立圏構想市町村との観光面での連携が図られるものと思っております。また従来から大館市との生活機能面でのつながり等に係る施策についても、定住自立圏制度の活用により、その強化、推進が図られることから、定住自立圏形成の協定について協議を進めてまいりました。

このたび、その協議が調ったことから、小坂町議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、協定の締結について議会の議決を求めるものであります。

なお、鹿角広域圏としての鹿角市との連携及び他自治体との連携については、それを維持するとともに、新たな課題等につきましてはさらに連携を深めて対応してまいります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○総務課長（山崎 明君） それでは、詳細につきまして私のほうから説明させていただきます。

先日の議会全員協議会の際にも説明させていただきましたが、小坂町と大館市は昔から住民の通勤、通学のほか生活機能面などでも深いつながりがあり、最近では秋田犬ツーリズムなどを通じた広域観光においても連携を図ってまいりました。このことから今年度に入り大

館市との担当者レベルでの定住自立圏形成について協議を進めてきたところであります。

大館市との定住自立圏の形成に当たっては、現在、大館市及び周辺市町村等と取り組んでいる広域観光の施策や今後の地域公共交通の維持、拡充に向けた施策等について、特別交付税措置や定住自立圏構想推進のための事業の優先採択など、さまざまな財政措置を受けられることとなります。本議会に提案するのは、この定住自立圏を形成するに当たり、大館市との協定締結についてご審議いただくものです。

連携する施策は、第3条にある生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメントの能力の強化を柱としています。それぞれの政策運営については別表としています議案集の5ページ、6ページをごらん願います。

別表1の生活機能の強化としては、産業振興として3R関連環境イベントの実施は環境商品の展示や参加型イベント、リサイクル商品の販売や小型家電リサイクルによる連携についてです。圏域の食と物産等の地場産品を活用した周遊ルートの構築は、3D連携の交流拡大として、仙台市と函館市などのイベントに比内地鶏や小坂ワイン等の展示販売を図るものです。圏域内の観光拠点ネットワークの構築は、圏域内のイベントなどを通じて圏域内の観光拠点のPRを図るものです。

6ページの別表第2の結びつきやネットワークの強化として公共交通ネットワークの構築は、より利用しやすい公共交通ネットワークの環境整備に取り組むことを、移住情報の発信PRは、圏域の魅力や生活情報の移住情報や体験メニューを一体的に発信することとしています。

別表第3の圏域マネジメント能力の強化としては、圏域内での職員研修等により人材育成を図ることとしています。これらの事業を具体的に実施することにより、大館市は7,225万円を、小坂町は1,500万円を上限とする特別交付税措置がなされます。

以上で私の説明は終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 2点お尋ねをしたいと思います。

1つは、中心市になる要件というのはどういうことなのか、それをお知らせいただきたいと思えます。

それから、もう1点は、この別表の3ですけれども、人材育成などという項目がありますが、これを見ますと職員の合同研修等という表現をされておりまして、これは市町の職員の

人材を高めていくと、そういう専門的な能力などを身につけるような資質向上を図っていくというふうに書かれていますけれども、私は人材育成というのはこれだけではないのではないか、「など」という表現がありますから、そのほかのこともあるだろうとは思いますが、むしろ中高生なりのキャリア教育なり、将来に向けての人材育成を市町で図っていくというふうな項目があってしかるべきでないかと、私はそんな気がします、そういう観点はないのでしょうか。この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） まず、1点目の中心市となる要件につきましては、人口が5万人程度以上、少なくとも4万人を超える市になります。あとそれと昼夜間人口比率が1以上の、この2つが必須条件というふうになっております。

あと、2点目の別表第3の人材育成等につきましては、基本的に今回の協定書に掲げる職員の合同研修等というふうに書いてありますけれども、これにつきましては、とりあえずは例えば大館市で職員研修をやる場合については小坂町職員も対象として研修を受けることができる。逆のパターン、小坂町でやる場合も大館市の職員が研修できるということから、まずは進めてみようということで、今回この協定書に掲げております。とりあえず、まずできる範囲のところからということで、今回は協定書のほうを策定しておりますので、今、小笠原議員がおっしゃられる中高生の研修、勉強する機会を設けるという件に関しては、今後また大館市と詰めていきながら、この協定のほうに載せられるように調整を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第99号 上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第99号 上十三・十和田湖広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

青森県十和田市及び三沢市が共同中心市となって、平成24年10月4日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、新たに連携する圏域内への移住の促進及び結婚活動の支援に関する取り組みを追加するものであります。

協定に基づく具体的取り組みの内容等を記載した定住自立圏共生ビジョンが平成29年度までとなっており、第2次定住自立圏共生ビジョンを策定するに当たり見直しを行ったところ、基本的な考え方は、まず圏域の生活機能を確保するため、現在の共生ビジョンに掲げる事業の進化を図り、加えて新たに圏域内への移住の促進及び結婚活動の支援に関する取り組みを圏域の全市町村が連携、実施することで、圏域の大幅な人口減少の抑止を目指すこととしております。このたび、この協議が調ったことから、小坂町議会の議決すべき事件に定める条例に基づき、協定の一部を変更する協定の締結について議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私のほうから詳細について説明いたします。

本議会に提案するのは、平成24年10月4日に、共同中心市である青森県十和田市及び三

沢市との間において締結しました定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定締結についてご審議いただくものであります。

現在連携している施策は、協定書第3条にあります生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化となっておりますが、今回変更となるのは結びつきやネットワークの強化であります。

議案審議の参考の1ページをごらんください。

別表第2の結びつきやネットワークの強化のうち、(2)の圏域内の交流促進を移住、交流に変更し、圏域内への移住の促進、結婚活動の支援を追加しております。圏域内への移住の促進及び結婚活動の支援に関する取り組みについては、圏域内の各市町村において独自の取り組みが進められているところではありますが、その取り組みを圏域全体で連携、実施することにより、ノウハウの共有や実績が推進されることや定住自立圏の事業として位置づけることで特別交付税の包括的財政措置の対象事業とみなされることとなります。このことから定住自立圏形成協定に圏域内への移住の促進及び結婚活動の支援に関する取り組みを追加記載し、平成30年度から事業実施をしてみたいと考えております。

以上で私からの説明は終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号～議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（日時重雄君） 日程第6、議案第100号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、議案第101号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第102号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを関連がありますので、一括で議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（日時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第100号 小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第101号 特別職の職員で常勤のものの給料、旅費及びその他の給与額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第102号 小坂町議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第100号の一般職員の給与条例の一部改正についてであります。

職員給与につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び秋田県職員の給与に関する秋田県人事委員会による勧告を参考にし、給与条例の改定を行ってきております。本年度も人事院が8月8日に国家公務員の給与改定についての勧告を行い、それを受け、政府はその勧告どおり実施することを11月17日の閣議において決定いたしました。また秋田県人事委員会においても、10月17日に県職員の給与改定についての勧告を行い、秋田県ではその勧告に従った条例改正案を11月28日の秋田県議会に提出しました。

本議案で提案いたします改定内容であります。期末・勤勉手当の引き上げについて秋田県人事委員会の勧告及び秋田県の措置に準拠したものであります。期末・勤勉手当については年間支給月数を0.05月引き上げることとし、これまでの年間支給月数を4.10月から4.15月に改めるものであります。

この引き上げ分は勤務手当に追加し、平成29年度においては現行の12月支給分に0.05月を、平成30年度以降においては現行の6月及び12月支給分にそれぞれ0.025月加えるもので

あります。

平成29年度分については、平成29年12月1日からの適用とし、平成30年度以降の分については平成30年4月1日の施行とします。

以上の改定内容については、小坂町職員労働組合との交渉を行い了解を得たものであります。

議案第101号の特別職の給与に関する条例の一部改正についてであります。

町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、職員に準じて支給月数を定めてきたことから、期末手当の支給月数を年間0.05月引き上げ、現行3.05月を3.10月とする規定に改めるものであります。

支給月数は、平成29年度においては現行の12月支給分に0.05月を加え1.575月に、平成30年度以降においては、現行の6月及び12月支給分にそれぞれ0.025月を加え、それぞれ1.55月とするものであります。

平成29年度分については、平成29年12月1日からの適用とし、平成30年度以降の分については、平成30年4月1日の施行といたします。

議案第102号の議会の議員報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

議員の期末手当につきましては、常勤の特別職と同様に職員に準じて期末手当の支給月数を年間0.05月引き上げて支給する規定に改め、各支払い期の支給月数及び適用・施行期日も常勤の特別職と同様であります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私のほうから詳細について説明いたします。

議案審議の2ページをお開きをお願いします。

議案審議の参考の2ページと3ページにつきましては、今回の改正の概要を記載しております。4ページから11ページにつきましては、改正にかかわる新旧対照表を掲載しております。

2ページ、3ページの概要資料を用いて今回の改正の内容を説明いたします。今回の改正につきましては、国の人事院及び秋田県人事委員会の勧告に準拠し行うものであります。

議案第100号の小坂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、平成29年の給与改定の見直しを規定しました。（1）の改正条例、第1条及び（2）の改正条例、第2条

の勤勉手当の年間支給月数の変更についてであります。民間支給状況との均衡を図るため、年間4.10月を0.05月引き上げ4.15月とするものです。勤勉手当を0.05月引き上げ、現行1.6月を1.65月とします。

平成29年度におきましては、既に6月期分を支給済みでありますので、引き上げ分については12月期支給分に上乘せし0.85月とし、平成29年12月1日の適用といたします。平成30年度以降は6月期と12月期の現行支給月数に0.025月ずつ上乘せし、6月期、12月期とも0.825月とし、平成30年4月1日施行といたします。また再任用職員の期末・勤勉手当につきましても調整を図り、その年間支給月数を改めるものです。

また、職員の勤勉手当の年間支給月数の改正に伴い、議案第101号で町長、副町長、教育長の特別職の、議案第102号で小坂町議会議員の期末手当の年間支給月数も改正をしております。

以上で私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより議案第100号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第101号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第102号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 私は本議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、議会議員は常勤ではありませんから、期末手当、俗に言われるボーナスは支給すべきでないという考えをかねがね持っております。議員活動を正當に評価していただくとすれば、これは報酬で評価していただくべきであり、常勤でない者に期末手当を支給するというのは私の根本的な考え方には反するという観点であります。

しかるべき立場から、私は本件につきましては反対という立場で意思表示させていただきます。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第103号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第103号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

農地利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の必須事務に位置づけられたことから、新制度に移行した農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農地利用最適化交付金事業が実施されます。これは農地利用の最適化に係る農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動及び成果の実績に応じ、これらの委員に報酬を支給することとし、その財源として国からの交付金が交付される制度であります。

そこで今回、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規定を別表に備考として加えるものであります。その報酬は、その実績に応じ当該交付金の範囲内において町長が定める基準により算定する額とし、会計年度末までに支給することとしております。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） よくわからないもんですから、質問になるのかどうかわかりませんが、この別表を見ますと略、略というふうに書いておられますが、具体的にはこれは表示できないというものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） すみません、別表のほうに今回のこのご審議に係る部分を別途追加したいということで、その部分だけでちょっと書かせていただきました。今回この制度そのものについて、ちょっと先にお出ししている審議の参考のほうではちょっとわかりにくいかと思ひまして、ちょっと今回、審議の参考の追加分ということでお手元のほうに概要についてという形で追加させていただきました。

この交付金事業につきまして、それぞれこれまで手にしております農業委員会の委員及び農地最適化推進委員の報酬と従来の報酬等は、別途それに追加する形で新たに報酬を支払う形になりますので、その部分を受け入れる形のものの定義が必要かと思ひまして、こういう形にさせていただきました。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、この追加で渡された資料を見ますと、農業委員お1人に月額6,000円の12カ月分が予算の範囲内だと、こう読めばいいんですか。わかりました。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第103号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第104号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第104号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、北あけぼの住宅1棟4戸、七滝住宅1戸を用途廃止し、小坂町営住宅設置条例の住宅戸数を改正しようとするものであります。

審議の参考にございます別表、町営住宅戸数の欄中、（北あけぼの）「124」を「120」に、単独住宅戸数（七滝）「2」を「1」に改め、また（七滝）の所在地欄中、「ほか」を削除するものであります。

北あけぼの住宅18号棟、七滝住宅1号は、入居者の退去に伴い老朽化が著しいことから、今年度予算措置し解体を実施いたします。基本的に北あけぼの団地は一部を除き最終的には用途廃止の方針であり、入居者がなくなった棟については、順次解体したいと考えております。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第105号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第105号 小坂町給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

町の水道事業は、ことし4月に簡易水道事業を上水道事業へ統合し、安全で安定した水道水の供給に努めております。

小坂町給水条例第23条は、料金及び使用料について規定しており、うち料金は別表第1のとおりであります。表中の家庭用1カ月の基本水量は10m³までとなっておりますが、表下段にありますただし書きに示す地区においては15m³となっております。このただし書きは昭和55年に始まり、当時、放任栓で定額料制から計量制に切りかわる際、放任栓使用地区については水道布設のための分担金を徴収した地区もあったことから、平成元年3月までは20m³、同年4月からは現在まで15m³と定められております。現在その対象者は361世帯となっております。

町では、今年度、野口及び若木立地域の上水道統合工事の完成が見込まれており、来年度から対象地区全てが他の地区同様に砂子沢浄水場及び内ノ岱にあります七滝浄水場から水道水が供給されること、昭和55年から数えて37年を経過し、当時整備した水道施設のほとんどが更新され、ただし書きを設けるに至った既得権等地域との約束事は十分達成されたものと考え、ただし書きを条例から削るものであります。

なお、条例改正に向け、ことし8月から10月に水道料金の見直しに係る地域説明会を11カ所で開催し、出席者からはおおむね理解を得ることができたものと考えております。また欠席者へは説明会での資料を送付し理解を求めております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第105号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第106号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第106号 平成29年度小坂町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第106号 平成29年度小坂町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算では、歳出において民間事業者等に対する生活バス路線維持費補助金などのほか、旧七滝小学校改修実施計画及びマスコットキャラクター制作などに係る経費を新たに措置いたしました。また給与改定等に伴う人件費、特別会計の補正予算に対応した繰出金などの調整を行っております。

歳入では、事業の執行に伴う国・県支出金等の確定などに伴う財源調整を行っているほか、一般財源として普通交付税を措置しております。また7月22日からの豪雨により水漏れ事故を起こした渡ノ羽町営住宅の災害共済金が確定したことから、これを計上しております。

その結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2,760万2,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を43億950万1,000円にするものであります。

第2条では、地方債の補正として臨時財政対策債の限度額をその決定額に合わせて増額し、限度額総額をこれまでの既決額から1,358万9,000円を増額して4億398万9,000円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 一般会計補正予算（第6号）の詳細について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、11ページをお開きください。あわせて項目ごとに係る歳入についても説明いたします。

1款1項1目議会費では、先ほど可決いただいた議員の議員報酬等の改定に伴う議員期末手当12万5,000円、職員の給与改定及び異動に伴う手当の増で14万円をそれぞれ追加しています。この後の各項目においても給与改定、異動及び時間外勤務手当の不足等により職員人件費を調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。3節職員手当等の退職手当では、早期退職者1名に伴う追加負担分を措置しています。

5目企画費です。13節では旧七滝小学校利活用のための改修工事実施設計委託料830万円を計上しました。町では11月30日の七滝地区での説明会で出された意見等も組み入れながら実施設計に着手し、大まかな方向性が固まり次第、七滝地区の方々や議員の皆様はその内容を説明し協議を進めていくこととします。

19節のテレビ共同受信施設維持費管理補助金は、大地地区のテレビ共同受信施設の老朽化に伴い、現在の同軸ケーブルから光ケーブルに更新することから、共同受信組合負担の残額分を町から補助することとして205万5,000円を措置しました。また生活バス路線運行費等補助金1,590万3,000円は、民間事業者が運行するバス路線の赤字の一部を補助するもので、その内訳は上向七滝線185万8,000円、花輪線1,137万8,000円、大館線266万7,000円となっています。前年度との比較では全体で219万3,000円の増となっています。財源内訳欄の国・県支出金の507万9,000円は、旧七滝小学校改修に係る実施設計分に対する2分の1として、空き家対策総合支援事業国庫補助金415万円と、上向七滝線の生活バス路線維持費県補助金92万9,000円です。

6目電子計算費です。19節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金280万3,000円は、既に共同運用している障害者自立支援給付支払いシステム改修、介護報酬改定等に伴うシステム改修、社会保障税番号制度システム整備、国民年金法に基づく届け出の電子媒体及び様式統一化に係るシステム改修に係るものとなっています。秋田県情報セキュリティクラウド負担金は、今年度の運営経費が確定したことから不足分6万円を追加するものです。共同利用型電子申請システム導入負担金は、平成30年4月から県及び県内25市町村が利用を始めるに当たって導入するための町分の負担金4万7,000円を新たに計上しました。財源内

訳欄の国・県支出金の46万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する2分の1の国庫補助金です。

9目町史編さん費です。4節の社会保険料3万円は再任用職員に係るものです。現在再任用職員は議会事務局と町史編さん室に各1名、町民課に2名の計4名を配置しています。

7節の賃金は、当初予定していた事務補助員分を全額83万7,000円減額し、8節の報償費では、町史編さん委員及び協力員の会員の増加により報償金6万2,000円を追加しています。12ページに移ります。

2項徴税费、2目賦課徴収費では、土地評価額のデータを既存システムに変換するツールを構築する経費として43万8,000円を13節委託料に追加しました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。4節の社会保険料1万7,000円は、再任用職員に係るものです。

12節の消耗品費は、高齢者のひとり世帯に配付しているいのちのバトン救急医療情報キットの在庫が不足してきていることから、補充分として300セット、14万3,000円を措置しました。

12節の諸手数料と13節の業務委託料は、身元不明者が発見された場合、町において火葬等を執行しなければなりません、今年度1件発生し不足が生じたことから、合わせて14万円を追加するものです。

28節は、国民健康保険特別会計に対する繰出金として、保険基盤安定分及び財政安定化支援分の確定、出産育児一時金の追加、それと人件費の調整により243万4,000円を減額しています。財源内訳の国・県支出金137万2,000円の減額は、この保険基盤安定分等の国庫負担金17万7,000円と県負担金119万5,000円を合わせたものです。その他の13万9,000円は身元不明者の身元判明に伴う火葬等経費の負担分です。

2目高齢者福祉費の8節賞賜金の13万9,000円と11節食糧費の16万2,000円の減は、敬老会にかかわる分の精算によるものです。財源内訳欄のその他1万5,000円は、敬老会における来賓寸志分です。

4目医療給付費では、平成28年度分の秋田県後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費確定に伴う追加納付額585万6,000円を追加するものです。

7目介護保険費では、介護保険特別会計保険事業勘定分の人件費調整等の予算補正に伴い1万円を追加しています。

9目臨時福祉給付金給付費は、福祉給付事業が終了したことによる214万5,000円の減額

です。財源内訳の国・県支出金にある229万5,000円の減額は、この給付事業に係る国庫補助金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の19節では、鹿角広域行政組合負担金の本年度分の確定により、衛生費分177万9,000円を減額しました。これは平成28年度決算確定に伴い繰越金を計上したことなどが主な要因です。

2目環境衛生費の9節の職員普通旅費は、グリーンファイル小坂へ焼却灰を搬入予定の自治体への調査が必要となったため、7万1,000円を措置しました。

4目予防費の任意風しん予防接種事業補助金は、妊婦の方の増加見込みにより5万5,000円を追加しました。

5目母子保健指導費です。19節の妊婦健康診査助成事業補助金は町内在住の方で里帰り出産先が県外となる方がいることから2万円を追加しています。不妊治療等助成事業補助金は120万円を追加しました。町では特定不妊治療、一般不妊治療、不育症治療に対してその治療費の一部を助成していますが、特定不妊治療を受けている方が増加していることによるものです。

6目健康増進事業費では、人間ドックを受診する方の本人負担分を直接医療機関へ支払うことになったことにより、健診委託料130万円を減額しています。財源内訳欄の国・県支出金は、がん検診に係る国・県補助金を決算見込みで調整し14万2,000円の増、その他の134万円の減額は人間ドックの本人負担分です。

14ページに移ります。

3項1目診療所費は、歯科診療所特別会計予算の今回の補正による収支調整に係る繰出金を5万5,000円追加したものです。

4項水道費、1目水道整備費では、水道事業会計に対する負担金のうち、高料金対策分の確定等により82万5,000円を増額しています。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、先ほど議案第103号で提案させていただいた農地利用最適化交付金事業の実施により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動及び成果実績に応じて報酬を支給するため75万6,000円を追加しました。財源内訳の国・県支出金は、その交付金事業によるもので歳出と同額となります。

3目農業振興費は、来年度から遊休地活用として試験的に加工用バレイシヨの作付を予定していることから、その種イモの購入費として60万円を計上しました。

4目畜産業費では、種雄牛の導入コスト増加により管理費補助金5万5,000円を追加して

います。

7目体験農園管理費は、管理費用の精算として作業員賃金7万4,000円、業務委託料52万円をそれぞれ減額しました。

9目バイオマスタウン推進費では、今年度のナタネの買い取り料が確定したことから91万5,000円を減額しました。

2項林業費、1目林業振興費です。13節の業務委託料50万8,000円は、当初予算で県の補助事業を活用して林道の長寿化計画を策定する予定でありましたが、補助事業に採択されなかったことから全額減額するものです。

15節の施設整備工事費500万円は、岩沢地区の字下上山地内の林地崩壊箇所について県単局所防災事業に採択されたことから計上するものです。財源内訳の国・県支出金は松くい虫防除事業にかかわる県補助金を2万4,000円、林道点検判断保全整備事業県補助金を27万9,000円、それぞれ減額しているほか、県単局所防災事業県補助金として400万円を措置しています。

7款1項商工費、3目観光費です。4節の社会保険料25万7,000円と7節の事務補助員賃金156万6,000円は、当初予定していた事務補助員が不要となったことから全額減額したものです。

13節の業務委託料では、町政報告でも報告させていただいたマスコットキャラクターのデザインが決定したことから、今後広くPRするための着ぐるみ制作として135万円を措置しました。

19節の旅・食・文化・芸能まるごと広域エリア負担金は、盛岡・八幡平広域でのイベントに対する経費が国の交付金を活用することとなったため、40万円を減額しました。

4目康楽館費では、外部スピーカーにふぐあいが生じたことから、修繕料10万1,000円を措置しました。

5目鉱山事務所費では、冬期間の雪から天使館の外壁を保護するための雪囲いの製作及び設置として業務委託料41万1,000円を措置しました。

9目地域連携DMO推進費では、小坂町、大館市、北秋田市、上小阿仁村が地方創生推進交付金を活用して連携を図っている地域産品磨き上げの事業費が確定したことから、秋田犬ツーリズムへの負担金50万円を減額するものです。財源内訳の国・県支出金は、この事業費の確定により国庫支出金25万円を減額しています。

8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費は、下水道事業特別会計補正予算に係る収支

調整分として繰出金478万4,000円を減額しました。

5項住宅費、1目住宅管理費では、町営住宅の過大徴収分の返還事務が全て終了したことによる清算として35万4,000円を減額しています。財源内訳のその他欄の450万8,000円の内訳としては、住宅使用料の収入見込みによる調整で48万7,000円を減額し、4月22日の豪雨により水漏れ事故を起こした渡ノ羽町営住宅の災害共済金499万5,000円を追加しています。16ページです。

9款1項消防費、1目常備消防費です。ここでは鹿角地域広域行政組合の消防費に係る負担金を調整により574万2,000円減額しています。

3目消防施設費では、大地地内の消火栓漏水修繕として49万7,000円を措置しました。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費です。ここでは外国語指導助手が今年度3年目を迎えたことにより報酬が増額となったことから、4万円を追加しました。

2項小学校費、1目学校管理費です。7節賃金では、ことし10月からの秋田県最低賃金の改定により町の賃金単価も改定したことに伴い、事務補助員賃金に1万3,000円、作業員賃金に6万1,000円、それぞれ追加しました。

11節の修繕料では、小坂小学校の3階女子トイレの手洗い場において排水管の漏水が発生していることから、19万5,000円措置しています。

12節の手数料では、平成28年の建築基準法の改正により、平成29年度からの防火設備の定期報告が義務づけられたことから、その検査料として64万8,000円、保管していた電気機器等の処分料として9万8,000円、それぞれ計上しました。

18節では、平成30年度から教科化となる道徳に対応した教師用教科書、指導書の購入費用として、補助費に19万3,000円を措置しました。

2目教育振興費です。14節にはスキー教室で使用するリフト券について県補助事業の対象となる利用料相当分として3万円を措置しました。県からはウインタースポーツ奨励事業補助金として同額が交付されます。

20節の入学準備費援助費は、平成30年度に入学される新1年生への援助費の不足分3万9,000円を計上しました。

3項中学校費、1目学校管理費です。7節は小学校費同様、町の賃金単価改定に伴う不足分1万4,000円です。

11節には、暖房機器の点検の結果、ふぐあいが生じている暖房機があることから、修繕料に20万円を措置しました。

2目教育振興費では、今後開催されるスキー大会や吹奏楽アンサンブル大会への出場の対応などとして各種大会派遣費補助金165万5,000円、小学校費同様、平成30年度に新1年生となる生徒への援助費不足分として入学準備費援助費4万5,000円をそれぞれ追加しています。

4項社会教育費、3目芸術文化振興費では、財源振替として中小路の館の使用料6,000円を歳入に計上したことからこれを充当したものです。

4目社会教育施設管理費です。11節の光熱水費には川上公民館の電気料等に不足が見込まれることから23万1,000円を追加するものです。修繕料にはセパームのアリーナ、ドレンヒーター及び電話引き込み線配管腐食に伴う修繕が必要となったことにより不足が見込まれることから、29万6,000円を措置しました。

12節では、小学校費でも説明しましたが、建築基準法の改正により防火設備の定期報告が義務づけられたことからセパームも対象となり、この検査手数料として30万3,000円を措置しました。

5項保健体育費、1目保健体育費では、12月24日開催予定のアカシアスプリントクロスカントリースキー大会への補助金20万円を計上しました。

4目学校給食費には、代行調理員1名増に対応する腸内細菌検査及びノロウイルス検査手数料8万円を追加しています。

続きまして、歳入で措置した一般財源について説明いたします。

8ページをお開きください。

9款1項1目地方交付税において、今回の補正予算において一般財源として普通交付税443万8,000円を措置しました。

続いて、10ページをお開きください。

20款1項町債の7目臨時財政対策債は、その決定額に合わせて1,358万9,000円を増額しています。

次に、すみません、5ページをお開き願います。

地方債補正で臨時財政対策債を今回の補正に合わせて上限額を設定しました。この結果、総額を1,358万9,000円を増額し、その上限額4億398万9,000円とするものです。

以上で、一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第106号につきましては、本日は提案理由の説明のみとします。

昼食に若干早いようでありますけれども、これをもちまして昼食休憩に入らせていただき

ます。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

◎議案第107号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第107号 平成29年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第107号 平成29年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも243万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億9,825万6,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、保険給付費のうち減少が見込まれる退職被保険者等療養給付費を353万円減額し、増加が見込まれる出産育児一時金84万円、納付額が確定した前期高齢者納付金を14万7,000円、還付額増加が見込まれる一般被保険者保険税還付金を10万円それぞれ増額するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額しています。その内訳は、基盤安定分として183万1,000円、財政安定分として117万1,000円をそれぞれ額の確定により減額し、増加が見込まれる出産育児一時金56万円と人件費補正相当額8,000円を措置したものです。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上

げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第107号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第108号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第108号 平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第108号 平成29年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも237万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,626万8,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、2款介護給付費について、4項1目高額介護サービス費において給付費の増加が見込まれることから73万5,000円を追加、3款地域支援事業費について、1項1目介護予防事業費において、訪問型・通所型サービス費が増加していることから185万3,000円を追加するものです。

1款においては、電算共同化により町でのシステム改修が不要となったことから、その経費53万3,000円を減額し、制度改正パンフレット作成経費31万3,000円と職員人件費調整分1万円を追加しています。

歳入においては、4款支払基金交付金について、平成28年度実績確定により精算額が確定したことから258万8,000円を追加するものであります。またシステム改修に係る国庫補助金22万円を減額し、職員人件費調整分として一般会計繰入金を1万円増額しています。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第108号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いた

します。

◎議案第109号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第109号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第109号 平成29年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,170万8,000円にするものであります。歳出補正の内容は1款1項1目総務費において、給与改定等に伴う職員人件費を5万5,000円追加しております。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い、3款一般会計繰入金へ5万5,000円を追加し調整しております。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第109号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第110号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第110号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第110号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決額から326万5,000円を減額し2億9,504万1,000円にしようとするものであります。

歳出におきましては、1款1項1目下水道管理費は、岩沢第2マンホールポンプの水位計検出器の交換にかかる修繕料78万3,000円を増額し、及び配置職員の会計間異動等による人件費446万4,000円の減額、合わせて368万1,000円の減額となります。

2款1項1目下水道建設費は、一本杉地区の下水道工事に伴う井戸水補償工事41万6,000円の増額となります。

歳入におきましては、6款1項1目雑入の消費税還付金で、平成28年度分が確定したことにより151万9,000円の増額をしております。また収支調整のため一般会計繰入金で478万4,000円を減額いたしております。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第110号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第111号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第111号 平成29年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第111号 平成29年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも155万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を331万7,000円にするものであります。

歳出は、細越地区において小坂財産区内の立木が民家へ倒れるおそれがあることから、その伐採業務委託料の不足分として150万円と、立木売払収入相当分について川下入会集団に支払う収益補償金5万4,000円を計上いたしました。

歳入は、平成28年度の本会計決算において生じた歳入歳出差引額94万1,000円を全額予算化するため繰越金94万円を措置したほか、細越地区の危険木伐採による立木売払収入5万4,000円と、その危険木伐採に係る業務委託料の財源不足分を財政調整基金から繰り入れることとして56万円計上いたしました。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第111号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第112号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第112号 平成29年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第112号 平成29年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において水道事業収益の既決額から41万4,000円減額し、2億7,205万8,000円にしようとするものであります。

その内容は、地方公営企業への一般会計からの繰出基準における資本費等の算出方法が変更されたことに伴う高料金対策の一般会計負担金82万5,000円の増額と、平成28年度簡易水道事業消費税及び地方消費税の還付額確定に伴う233万5,000円の増額であります。また簡

易水道事業統合による資産の組み入れ、整理により、当初予算と比べ減価償却額が357万4,000円多かったため、これを修正するものであります。

収益的支出においては、水道事業費用の既決額から907万5,000円減額し、2億5,591万5,000円にしようとするものであります。

内容は、総係費について給与改定等に伴う手当を1万円、来年度への賞与引当金繰入額を5,000円、平成28年度に簡易水道事業で実施した国庫補助金対象事業費が確定したことによる日本水道協会秋田県支部への簡易水道分担金を13万5,000円をそれぞれ増額するものであります。また簡易水道事業の資産の組み入れ、整理により減価償却費を922万5,000円減額するものであります。

資本的支出においては、水道事業費用の既決額に544万3,000円増額し3億5,592万9,000円にしようとするものであります。

内容は、来春検満を迎える水道メーターについて速やかにとりかえ修繕を実施するために、今年度中にメーターを購入するため、その経費を措置したものであります。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 副町長から発言を求められておりますので、副町長、どうぞ。

○副町長（成田祥夫君） 大変申しわけありません。今提案しました水道事業会計補正予算の内容について、条文に誤りがありますので訂正させていただきます。

水道事業会計の2ページ目、資本的支出であります。第2条となっておりますけれども、第3条の誤りであります。大変申しわけありません。後日差しかえさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第112号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は12月13日午前10時から再開し、一般質問を行います。

お知らせします。1時35分からこの場で全員協議会を開催し諸会議の報告をいたしたいと

思いますので、ご協力お願いいたします。

散会 午後 1時27分